

# 第6回 日本国憲法と基本的人権



## トピック 日本国憲法の誕生

今から80年ほど前、日本は第二次世界大戦に敗れ、連合国軍によって占領されました。焼け野原となった日本各地で、人々は平和で豊かな世の中を心から求めていました。

日本を占領した連合国軍は、戦前の大日本帝国憲法の改正の必要性を指摘しました。当時の幣原喜重郎首相は、憲法改正のための調査委員会を立ち上げ、憲法改正案を作成しました。しかし、この案は連合国軍の総司令部(GHQ)の考える内容と異なっていたため、総司令部が憲法の草案を作成し、これに基づいて政府が憲法改正案を作成し、帝国議会の審議を経て、日本国憲法が成立しました。日本国憲法の最大の特色である「戦争放棄」は、戦争によって多くのものを失った当時の国民にとっては歓迎すべき内容でした。

このようにして誕生した日本国憲法は、現在に至るまで一度も改正されずに、日本の最高法規として存在し続けています。世界各地では、今なお武力によって現状を変更する動きが見られます。世界に平和をもたらすために、日本は何ができるのか、国民ひとりひとりが考えていく必要があります。



終戦直後の日本



日本国憲法公布の際の式典

## 学習の要点

### ① 日本国憲法

#### (1) 日本国憲法の制定 ② 1

わたしたちの生活は、法律などのさまざまな決まりに基づいています。そのおおもととなる日本国憲法は、1946年11月3日に公布され、1947年5月3日に施行されました。日本国憲法が公布された11月3日は文化の日、施行された5月3日は憲法記念日という祝日となっています。

日本国憲法は、欽定憲法(天皇が定めた憲法)であった大日本帝国憲法とは異なる民定憲法(国民が定めた憲法)という位置づけです。

\* 卷末p182~p190に、日本国憲法のすべての条文があります。

#### ▼ 1 あたらしい憲法のはなし



\* 日本国憲法が施行された1947年に、当時の文部省(現在の文部科学省)が中学生向けにつくった本です。

## (2) 日本国憲法の特色 ②・③

## ① 日本国憲法の地位

日本国憲法は、国の最高法規であり、憲法に違反した法律・政令・条例は認められません。

## ② 日本国憲法の構成

前文および11章103条で成り立っています。

## ③ 日本国憲法の三大原則

国民主権・基本的人権の尊重・平和主義が日本国憲法の三大原則であり、これらはすべて日本国憲法の前文に記されています。



## 日本国憲法の前文

(現代のことばに直してあります。)

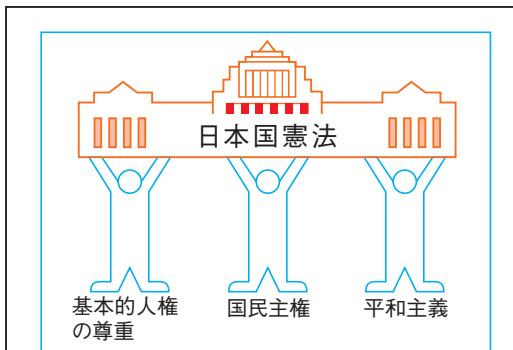
日本国憲法の前文には、この憲法がどのような考え方に基づいてつくられたかが述べられています。

日本国民は正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、世界の人々と手をとりあって得られる成果と、①全國どこにおいても自由のもたらす恵みをたもち、  
②政府の行為によって再び戦争の災いが起こることのないようにすることを決意し、③ここに主権が國民にあることを宣言し、この憲法を確定する。

そもそも國の政治は、國民から嚴肅にゆだねられたものであり、政治の權威のもとは國民が持つものであって、政治の力は國民の代表者によって使われ、そこから得られる幸福や利益は國民が受け入れて自分のものとする……。

※下線部①は基本的人権の尊重、下線部②は平和主義、下線部③は国民主権、~~~~~線部はリンカーンのことばの引用です。

## ▼2 日本国憲法の三大原則



## 【国民主権】

国の政治のあり方を決める力(主権)が国民にあるという原則。

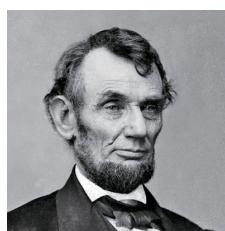
## 【基本的人権の尊重】

人間が生まれながらにして持っている、人間らしく生きるという権利(基本的人権)を最大限尊重するという原則。

## 【平和主義】

戦争をしない(戦争放棄)、軍隊を持たないという原則。

## ▼3 リンカン[リンカーン]



「奴隸解放」で知られている、アメリカの第16代大統領リンカーンは演説の中で、

「人民の、人民による、人民のための政治」という内容のことばを述べました。このことばは民主的な政治(民主主義)の理想をよく言い表しているとして知られており、戦後日本の占領政策をおこなったマッカーサーは、この演説の内容を日本国憲法に引用するように指示したとされています。

## 2 天皇主権から国民主権へ

## (1) 日本国憲法における天皇の地位

戦前の大日本帝国憲法では、主権は天皇にありました。しかし、日本国憲法では、天皇は日本国および日本国民統合の象徴(シンボルのこと)という位置づけになっています。日本国憲法第1条では、この天皇の地位のほか、国民に主権が存する(国民主権)ことも示されています。

[第1条] 天皇は、日本国の象徴であり日本国民統合の象徴であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

## (2) 日本国憲法における天皇の仕事 ④

大日本帝国憲法では、天皇はすべての権力を有する国家元首でしたが、日本国憲法では天皇の仕事は、形式的・儀礼的な国事行為に限られ、その仕事についても内閣の助言と承認が必要であると定められています。

[第3条] 天皇の国事に関するすべての行為(国事行為)には、内閣の助言と承認を必要とし、内閣が、その責任を負う。

## (3) 国事行為以外の公的な行為

天皇は憲法に定められた国事行為のほか、国会に出席しておことばを述べたり、大規模な災害が起きた地域を訪問して被災者を見舞ったりするなどの公的な行為もおこないます。また、外国を公式に訪問し、友好関係を深めるといった海外での活動もおこないます。

## 3 平和主義

### (1) 「平和憲法」とよばれる日本国憲法

戦前の日本は軍隊を持ち、国民にも兵役の義務がありました。日本国憲法ではこれが戦争につながったことを反省し、戦争や武力行使を放棄するだけでなく、戦力(軍隊)を持つないことや交戦権(戦争をする権利)を認めないことを第9条で定めています。

このような徹底した平和主義を記してある日本国憲法は、「平和憲法」ともよばれています。

[第9条] ① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

※「希求」はのぞむという意味です。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

## (2) 自衛隊の位置づけ ⑤

日本の防衛や災害救助などの活動をおこなう自衛隊は、日本国憲法が制定された後に発足したため、憲法には記されていません。政府は、自衛隊は「国を防衛するための組織」として存在するとしています。

## ▼ 4 天皇の国事行為

- ① 国会の指名に基づいて、内閣総理大臣を任命。
- ② 内閣の指名に基づいて、最高裁判所の長官を任命。
- ③ 国会の召集・衆議院の解散。
- ④ 国会議員の総選挙の施行を公示。
- ⑤ 憲法改正・法律・政令・条約の公布。
- ⑥ 栄典(勲章など)を授与。
- ⑦ 外国の大使・公使と会う。



## ▼ 5 海外で活動する自衛隊



### 日本の防衛をめぐる問題

近年、自衛隊は治安の維持や災害救助などのために海外へ派遣されています。また、日本と関係の深い国が攻撃を受けたときに、自衛隊がその国と共同して行動する集団的自衛権を行使できることが、政府によって決定され、法律の整備がおこなわれました。これについては、さまざまな意見があります。

## 4 基本人権と国民の義務

### (1) 基本人権の尊重

戦前の大日本帝国憲法では、国民の権利を「法律の範囲内」で認めるとしていたため、人権を制限する法律がつくられることもありました。日本国憲法では、国民の**基本的**人権を「**侵すことのできない永久の権利**」とし、「**公共の福祉**(社会全体の幸福)」に反しない限り、最大限に尊重することとしています。

基本的人権が制限されるのは、公共の福祉に反した場合であり、どのような場合があるかは法律で定められています。

**[第11条]** 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。  
この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。  
※「享有」は生まれながらに持っているという意味です。

**[第12条]** この憲法が国民に保障する自由および権利は、国民の不斷の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

※「不断の努力」とは、たえず努力をするという意味です。  
※「濫用」はみだりに使うという意味です。

### (2) 基本人権の種類 ➡ 6

基本的人権には、**自由権・平等権・社会権**と、それを守るために権利である**参政権・請求権**があります。

#### ① 自由権

古くから、国王などによって人権をうばわっていた民衆が最初に勝ち取った権利です。



#### 自由権の種類

(身体・精神・経済活動という、生活上で必要な自由を保障しています。)

##### 【身体の自由】

奴隸の拘束の禁止  
法定手続きの保障

**[第18条]** 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。

**[第31条]** 何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

##### 【精神の自由】

思想・良心の自由  
信教の自由  
(政教分離の原則)  
集会・結社・表現の自由  
学問の自由

**[第19条]** 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

**[第20条]** ① 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、國から特權を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

**[第21条]** ① 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。  
② 檢閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

**[第23条]** 学問の自由は、これを保障する。

※「検閲」は公権力が出版物や放送などの表現内容を調べて、不適当と判断したときには規制をくわえることです。

### 基本的人権と国際条約

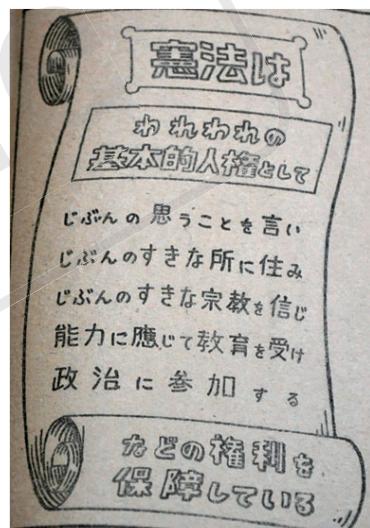
#### ① 「子どもの権利条約」

子どもたちの基本的人権を保障するため、国際連合で採択されました。日本では児童福祉法や児童虐待防止法などの法律がつくられています。

#### ② 「女子差別撤廃条約」

男女の平等をめざして、国際連合で採択されました。日本では男女雇用機会均等法や男女共同参画社会基本法などの法律がつくられています。

#### ▼ 6 基本人権(「あたらしい憲法のはなし」より)



## 【経済活動の自由】

居住・移転の自由  
・職業選択の自由  
財産権の保障

[第22条] ① 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

② 何人も、外国に移住し、または国籍を離脱する自由を侵されない。

[第29条] ① 財産権は、これを侵してはならない。

② 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。

③ 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

## ② 平等権

自由権とならんで古くから認められてきた権利で、性別や国籍などによって差別されないことが保障されています。

[第14条] ① すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

※「門地」は家がらという意味です。

## ③ 社会権

1919年にドイツで制定されたワイマール憲法で初めて定められた人権で、生存権(憲法第25条)や子どもが教育を受ける権利、勤労権(働く権利)、労働三権(団結権・団体交渉権・団体行動権)などが保障されています。

生存権の保障のため、国は年金や生活保護などの、社会保障制度を整備しています。

[第25条] ① すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

※団結権……労働者が労働組合などを結成する権利。

団体交渉権……労働者がやとい主と話し合う権利。

団体行動権……労働者がストライキなどを起こす権利。

## ④ 基本人権を守るために権利

人権を侵害する政治がおこなわれないように、国民が政治に参加する権利(参政権)や、人権が侵害されたときに裁判所にうつたえて裁判を受ける権利や補償・賠償を求める権利(請求権)が認められています。

## (3) 新しい人権 ⑦

日本国憲法は、制定から80年近くたちましたが、一度も改正がおこなわれていません。この間、さまざまな社会の変化が生まれ、制定当時には考えられなかった状況が起るようになりました。そのため、憲法に書かれていない人権(新しい人権)が認められてきています。

### 先住民の権利保障

北海道の先住民のアイヌは、戦前にあった法律で差別的なあつかいを受けており、この法律は戦後も残りました。平成に入り、アイヌ出身の国会議員らの働きでアイヌ文化振興法が定められ、現在のアイヌ民族支援法につながっています。

## ▼7 新しい人権の例

### ① 環境権

高層マンションなどによる日照権の侵害や、公害から生活を守る権利。

### ② 知る権利

政治がきちんとおこなわれているかどうか、情報公開を求める権利。  
(情報公開法で保障)

### ③ プライバシーの権利

個人の私生活をみだりに公開されない権利。

(個人情報保護法で保障)

### ④ 自己決定権

生き方を自由に決定することができる権利。



日照権を考えて設計された建物

## (4) 国民の義務

(保護者が)保護する子女に普通教育を受けさせる義務・勤労の義務・納税(税金を納める)の義務が、国民の三大義務です。

## ⑤ 憲法の改正

## (1) 憲法改正の手続き

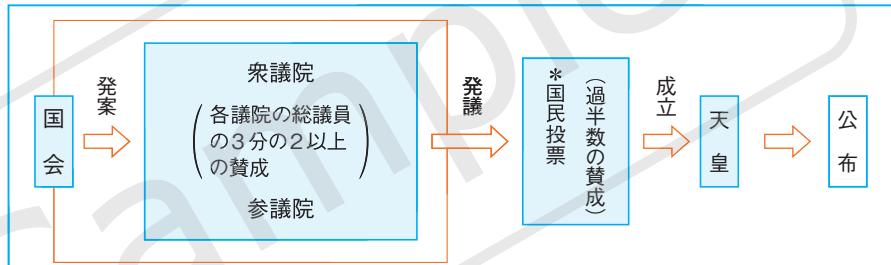


## 憲法改正の手続き

## 【憲法の条文】

[第96条] ① この憲法の改正は、各議院の総議員の3分の2以上の賛成で、国会が、これを発議し、国民に提案してその承認を経なければならない。この承認には、特別の国民投票又は国会の定める選挙の際おこなわれる投票において、その過半数の賛成を必要とする。  
 ② 憲法改正について前項の承認を経たときは、天皇は、国民の名で、この憲法と一体を成すものとして、直ちにこれを公布する。

## 【憲法改正の流れ】



## (2) 国民投票法

近年、国民投票のやり方を定めた国民投票法が定められ、国民投票に参加することができる年齢が満18歳以上の男女となりました。これに合わせ、選挙権年齢も満18歳に引き下げられました。

## 発展学習

## ① 憲法改正をめぐる論議

日本国憲法の改正をめぐっては、賛成・反対それぞれ意見が分かれています。おもな論点をまとめると、次のようになります。

賛成	反対
<ul style="list-style-type: none"> <li>今の憲法は占領軍の案に基づくものであり、日本独自の憲法をつくるべきだ。</li> <li>自衛隊や新しい人権について、憲法に明記するべきだ。</li> <li>改正の手続きをもっと簡単にすべきだ。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第9条が改正されると、日本が再び戦争をする国になるおそれがある。</li> <li>自衛隊や新しい人権については、憲法の解釈で認めることは可能である。</li> <li>改正しやすくするのは危険である。</li> </ul>

# トレーニング

【】日本国憲法について、次の(1)～(26)の( )にあてはまるごと  
ば・人名・数字を答えなさい。

(1) 日本国憲法は、欽定憲法であった大日本帝国憲法とは異なり、  
国民が定めた( )憲法です。

(2) 日本国憲法が公布されたのは、西暦( )年( )月  
( )日のことです。

(3) (2)は現在、( )という祝日になっています。

(4) 日本国憲法が施行されたのは、西暦( )年( )月  
( )日のことです。

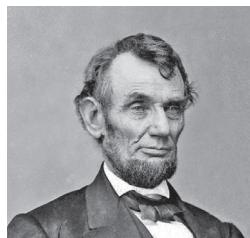
(5) (4)は現在、( )という祝日になっています。

(6) 日本国憲法は、( )という、どのような考えに基づいて憲  
法がつくられたかを示した文と、11章103条によって成り立っ  
ています。

(7) 日本国憲法は、国の( )であり、憲法に違反した法律・政  
令・条例は認められません。

(8) ( )は、日本国憲法の三大原則の1つで、政治のあり方を  
決める力が国民にあるという考え方です。

(9) アメリカの大統領であった( )【右写  
真】は、演説の中で、「人民の、人民による、  
人民のための政治」と述べ、民主的な政治の  
理想の考え方を示しました。



(10) 大日本帝国憲法のもとでは、天皇は神聖な国家元首としての地  
位を持っていましたが、現在の憲法では日本国および日本国民統  
合の( )となっています。

(11) 天皇が国家のためにする仕事のことを( )といいます。

(12) (11)は、( )の助言と承認に基づいておこなわれます。

【】(1) 憲法

(2) 年 月 日

(3)

(4) 年 月 日

(5)

(6)

(7)

(8)

(9)

(10)

(11)

(12)

(13) ( )は、日本国憲法の三大原則の1つで、戦争を放棄し、軍隊を持たないという考え方です。

(14) (13)は憲法の第( )条に示されています。

(15) 政府は、日本と関係の深い国が攻撃されたときに日本が共同で行動する( )権の行使を認めています。

(16) ( )は、人が生まれながらにして持っている権利で、これを尊重することは日本国憲法の三大原則の1つです。

(17) (16)は、「( )(社会全体の幸福)」に反しない限り、最大限尊重されます。

(18) (16)のうち、国民が人種・性別・信条などによって差別されない権利を、( )権といいます。

(19) (16)のうち、( )権は、国民が身体・精神・経済活動について制限されないという権利です。

(20) (16)のうち、弱い立場の人でも国民として人間らしく生きる権利を( )権といいます。

(21) (20)の権利のうち、憲法第25条に定められた「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」を( )権といいます。

(22) ( )権は、(16)を守るために選挙などを通じて国民が政治に参加する権利です。

(23) ( )権は、(16)を守るために裁判を受けたり、補償・賠償を求める権利です。

(24) 憲法に書かれていない新しい人権のうち、個人の私生活をみだりに公開されない権利を、( )の権利といいます。

(25) 国民の三大義務は、保護する子女に普通教育を受けさせる義務・勤労の義務・( )の義務です。

(26) 日本国憲法の改正は、国会が発議をし、その後におこなわれる( )において、過半数の賛成が必要です。

(13)

(14) 第

条

(15)

権

(16)

(17)

権

(18)

権

(19)

権

(20)

権

(21)

権

(22)

権

(23)

権

(24)

の権利

(25)

の義務

(26)

# ( 基 本 問 題 )

1 次のⅠ～Ⅲは、日本国憲法の条文です。これを読んで、あとの問い合わせに答えなさい。

## I 天皇の仕事についての条文

[第1条] 天皇は、日本国の( 1 )であり日本国民統合の( 1 )であって、この地位は、主権の存する日本国民の総意に基く。

[第3条] 天皇の国事に関するすべての行為には、( 2 )の( 3 )と( 4 )を必要とし、( 2 )が、その責任を負う。

(1) ( 1 )～( 4 )にあてはまることばを答えなさい。

(2) [第1条]に示されている、日本国憲法の原則を答えなさい。

(3) [第3条]の下線部を、天皇の国事行為といいます。

① この国事行為には、国の政治にあたる人々を任命するという仕事がふくまれます。次のア～オのうち、天皇によって任命されるものを2つ選びなさい。

- |           |          |        |
|-----------|----------|--------|
| ア 内閣総理大臣  | イ 衆議院議長  | ウ 国務大臣 |
| エ 最高裁判所長官 | オ 都道府県知事 |        |

② 次のA～Dのそれぞれの文について、天皇の国事行為として正しいものには○、そうでないものには×をつけなさい。

- A 衆議院の解散をおこなう。
- B 外国の大天使や公使と会う。
- C 荣典の授与をおこなう。
- D 憲法改正・法律・政令・条約を施行する。

## II 憲法第( 1 )条

① 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、國權の發動たる( 2 )と、( 3 )による威嚇又は( 3 )の行使は、国際紛争を解決する手段としては、( 4 )にこれを放棄する。

② 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の( 5 )は、これを保持しない。國の( 6 )権は、これを認めない。

(4) ( 1 )～( 6 )にあてはまることば・数字を答えなさい。

(5) この条文に示されている、日本国憲法の原則を答えなさい。

(1)	1	
	2	
	3	
	4	
(2)		の原則
	①	
(3)	A	
	B	
	C	
	D	
(4)	1	条
	2	
	3	
	4	
	5	
	6	権
(5)		の原則

- (6) この条文に示された精神は、時代によって解釈が変わり、現在では日本と関係が深い国が攻撃を受けたときに、日本の自衛隊がその国と共同で行動する権利が認められています。この権利を何といいますか。

### III 国民の人権に関する条文

[第11条] 国民は、すべての( 1 )の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する( 1 )は、侵すことのできない( 2 )の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

[第12条] この憲法が国民に保障する自由および権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に( 3 )のためにこれを利用する責任を負う。

- (7) ( 1 )～( 3 )にあてはまる言葉を答えなさい。

- (8) 次のA～Gのことわらは、あとのア～キのどの権利に関係するものですか。それぞれ1つずつ選びなさい。

- A 会社において、女性だからといって差別を受けない。
- B 国民には、裁判所にうつて裁判を受ける権利がある。
- C 満18歳になると、選挙で投票することができる。
- D 医者の息子が家をつがず、弁護士になってもよい。
- E どのような宗教を信じてもよい。
- F 国民は健康で文化的な最低限度の生活を送る権利がある。
- G 苦しい労働を強制させられるなどの、奴隸的な拘束を受けない。

ア 身体の自由	イ 精神の自由	ウ 経済活動の自由	
エ 平等権	オ 社会権	カ 参政権	キ 請求権

- (9) 近年になって、憲法にはっきりと書かれていない「新しい人権」が認められるようになっています。

- ① 次のA・Bの法律は、どのような「新しい人権」を保障するためのものですか。それぞれ答えなさい。

- A 個人情報保護法
- B 情報公開法

- ② 右の写真は、ある「新しい人権」を侵害しないために工夫してつくられたマンションです。どのような権利を保障するためのものですか。



(6)	権	
	I	
(7)	2	
	3	
	A	
	B	
	C	
(8)	D	
	E	
	F	
	G	
(9)	A	権利
	B	権利
(2)		権